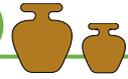


埋蔵文化財の取り扱いについて

埋蔵文化財って なんだろう??



埋蔵文化財とは「**土地に埋蔵されている文化財**」です。主に貝塚・集落跡・城跡などの遺跡や、土器・石器・木製品・金属製品などの遺物があげられます。

埋蔵文化財は、私たちの国や地域の歴史と文化を知るうえで、欠かすことのできない貴重な財産です。その財産を守るために「**文化財保護法**」という法律が定められており、法律に基づき、土地の改変などの行為に対し調査を行っています。

「発掘承諾書(地権者の同意書)」

提出後、担当と試掘の日程を調整。

①工事立会

狭小で通常の発掘調査が実施できない、または計画が埋蔵文化財を損壊しない範囲内であるものの、現地で状況を確認する必要がある場合は、工事の実施中、本村の担当職員が立ち会います。

②試掘

埋蔵文化財の有無の確認、もしくはその範囲や性格、内容等の概要を把握するために、小型の重機を使用して数カ所の掘削を行います。試掘にかかる費用は本村が負担します。

事業者・地権者・文化財担当者で、遺構・遺物の今後の取り扱いについて、計画の変更などの協議を行います。

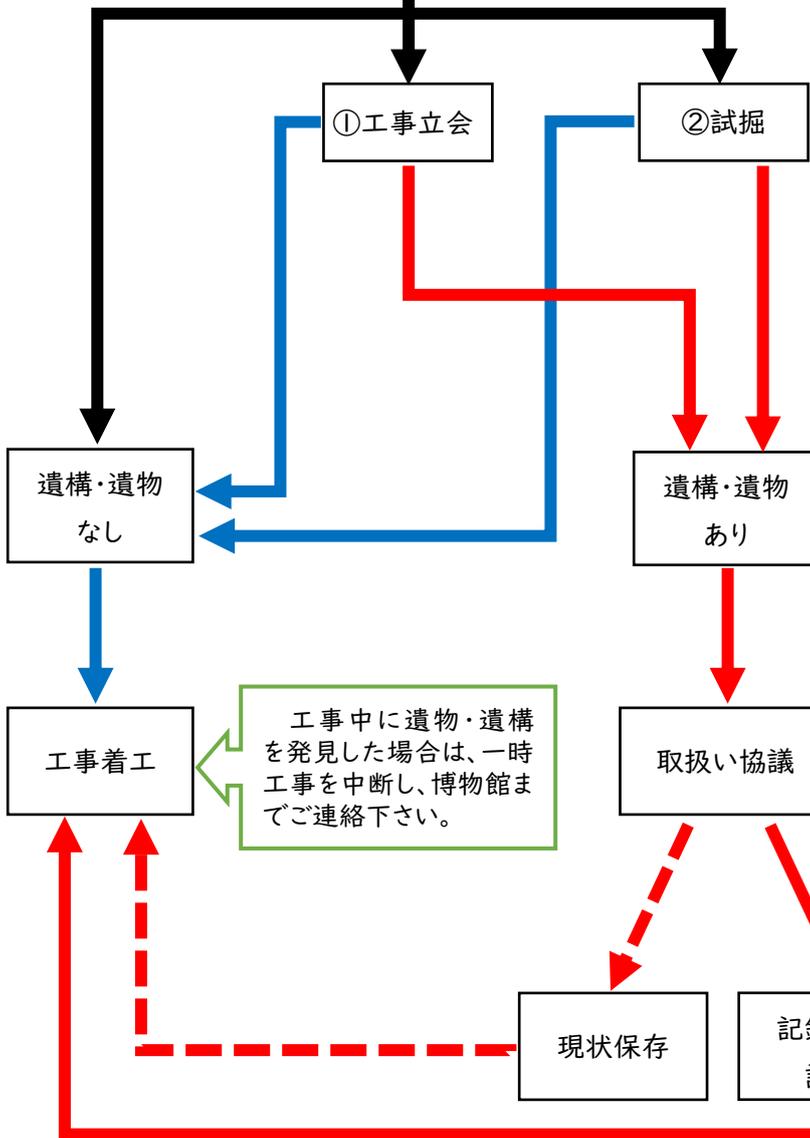
埋蔵文化財を現状のまま保存出来ない場合、その記録を保存するために調査を行います。調査にかかる費用は、原則として現状を変更する原因者(開発事業者)が負担します。

ただし、営利を目的としない個人住宅などについては、国庫補助などが受けられる場合もあります。

「埋蔵文化財の照会依頼書」を博物館に提出
【添付書類】
・不動産照会→位置図(場所が特定できる地図等)
・構造物建設予定→位置図・配置図・平面図(改変の範囲がわかるもの)・立面図・断面図(地下の改変の深さがわかるもの)

※文化財保護法第93条で、土木工事・その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘する場合は**工事の着手から60日前までに届出**することが定められています。

博物館から文書で回答



工事中に遺物・遺構を発見した場合は、一時工事を中断し、博物館までご連絡下さい。

事業者・地権者・文化財担当者で、遺構・遺物の今後の取り扱いについて、計画の変更などの協議を行います。

埋蔵文化財を現状のまま保存出来ない場合、その記録を保存するために調査を行います。調査にかかる費用は、原則として現状を変更する原因者(開発事業者)が負担します。ただし、営利を目的としない個人住宅などについては、国庫補助などが受けられる場合もあります。



埋蔵文化財の取り扱いについて、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。